

○新見市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

平成21年6月26日

条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（第2条第3項に掲げる申請を除く。）をしようとする者から地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種別及び金額)

第2条 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 13,700円

(イ) 共同住宅等（法第5条第1項に規定する区分所有住宅（以下「区分所有住宅」という。）を除く。以下この号から第6項までにおいて同じ。） 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(ウ) 区分所有住宅 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額

イ 確認書等のいずれについても提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 52,000円

(イ) 共同住宅等 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(ウ) 区分所有住宅 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額

(2) 住宅を増築し、又は改築する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 確認書等の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 20,700円

(イ) 共同住宅等 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(ウ) 区分所有住宅 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 確認書等のいずれについても提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 78,700円

(イ) 共同住宅等 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(ウ) 区分所有住宅 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

2 法第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画（別表第2において「長期優良住宅維持保全計画」という。）の認定の申請に対する審査については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 確認書等の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 20,700円

イ 共同住宅等 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ウ 区分所有住宅 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(2) 確認書等のいずれについても提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 78,700円

イ 共同住宅等 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ウ 区分所有住宅 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

3 法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査については、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 一戸建ての住宅及び共同住宅等 第1項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について新見市建築確認事務等手数料条例（平成19年新見市条例第16号。以下「建築確認事務等手数料条例」という。）別表第1、別表第9の59の項又は61の項に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して

得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を合算した額

(2) 区分所有住宅 第1項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について建築確認事務等手数料条例別表第1、別表第9の59の項又は61の項に定める額を合算した額

4 法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画（法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）の変更の認定の申請（第6項及び第7項に掲げる申請を除く。）に対する審査については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 住宅を新築する際に認定を受けた認定長期優良住宅建築等計画を変更する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 法第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、登録住宅性能評価機関が交付する当該変更の内容に係る確認書等のいずれについても提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 25,900円

(イ) 共同住宅等 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(ウ) 区分所有住宅 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 6,800円

(イ) 共同住宅等 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(ウ) 区分所有住宅 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) その他の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 法第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、確認書等のいずれについても提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 39,200円

(イ) 共同住宅等 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

た額)

(ウ) 区分所有住宅 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 10,300円

(イ) 共同住宅等 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(ウ) 区分所有住宅 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

5 法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅維持保全計画(同法第10条第2号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画をいう。以下この項及び別表第2において同じ。)の変更の認定の申請に対する審査については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 法第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅維持保全計画の変更について、確認書等のいずれについても提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 39,200円

イ 共同住宅等 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

ウ 区分所有住宅 別表第2の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(2) その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 10,300円

イ 共同住宅等 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

ウ 区分所有住宅 別表第1の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

6 法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査については、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 一戸建ての住宅及び共同住宅等 第4項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について建築確認事務等手数料条例別表第1、別表第9の59の項又

は61の項に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を合算した額

(2) 区分所有住宅 第4項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について建築確認事務等手数料条例別表第1、別表第9の59の項又は61の項に定める額を合算した額

7 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 6,800円

8 法第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 6,800円

9 法第18条第1項の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査 184,000円

(徴収の時期及び方法)

第3条 手数料は、申請の際に徴収しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、この限りでない。

(手数料の不還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第5条 市長は、公益上必要と認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日条例第52号）

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

附 則（令和4年9月28日条例第32号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日条例第32号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月24日条例第24号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

床面積の合計	金額	
	新築の場合	その他の場合
500m <sup>2</sup> 以内のもの	25,300円	38,100円
500m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	42,000円	63,100円
1,000m <sup>2</sup> を超え3,000m <sup>2</sup> 以内のもの	70,200円	105,000円
3,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	112,000円	169,000円
5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	172,000円	258,000円
10,000m <sup>2</sup> を超え20,000m <sup>2</sup> 以内のもの	292,000円	439,000円
20,000m <sup>2</sup> を超え30,000m <sup>2</sup> 以内のもの	370,000円	556,000円
30,000m <sup>2</sup> を超えるもの	420,000円	631,000円

備考 この表の床面積の合計は、当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積について算定する。

別表第2（第2条関係）

床面積の合計	金額	
	新築の場合	その他の場合
500m <sup>2</sup> 以内のもの	122,000円	185,000円
500m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	196,000円	297,000円
1,000m <sup>2</sup> を超え3,000m <sup>2</sup> 以内のもの	388,000円	587,000円
3,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	696,000円	1,050,000円
5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1,190,000円	1,800,000円
10,000m <sup>2</sup> を超え20,000m <sup>2</sup> 以内のもの	2,210,000円	3,340,000円
20,000m <sup>2</sup> を超え30,000m <sup>2</sup> 以内のもの	3,160,000円	4,780,000円
30,000m <sup>2</sup> を超えるもの	3,870,000円	5,850,000円

備考 この表の床面積の合計は、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請の場合にあっては当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床

面積について、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請の場合にあっては当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分）について算定する。